

西東京市学校施設使用案内

■ 学校施設使用の根拠

市立の小学校及び中学校は、西東京市立学校施設使用条例の規定に基づき、学校教育に支障が無い範囲で施設を社会教育のために使用できます。

■ 使用時間

使用時間は、午前8時から午後9時までの各学校で使用可能な時間です。

夜間照明設備のない学校について、校庭の使用時間の目安は、次のとおりとします。

(1) 3月から10月 午後6時まで (2) 11月から2月 午後5時まで

■ 団体登録

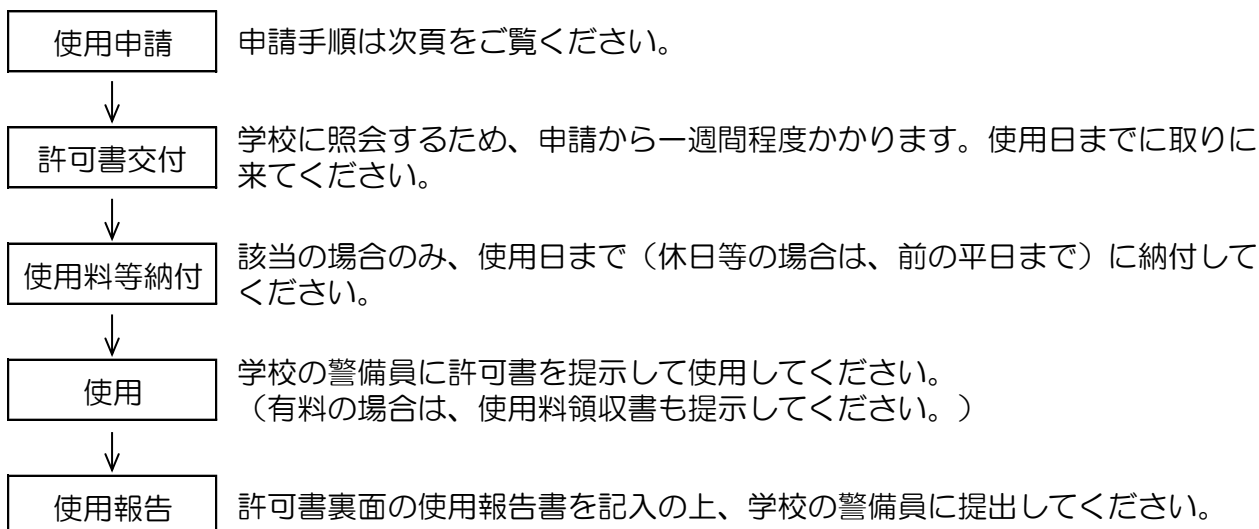
学校施設を使用する場合は、地域学習推進課の窓口で毎年度団体登録の手続きが必要です。

登 録 要 件 10名以上で構成されていること。代表者・副代表者が18歳以上であること。
(政治団体、営利団体及び宗教団体は除く。)

必 要 事 項 団体名、種目、主に使用する学校名、団体の代表者及び副代表者の氏名・住所・
連絡先・年齢、構成員の氏名・住所など

◇ 市内在住、在勤又は在学である方が構成員の半数以上であれば市内団体、半数未満であれば市外団体となります。

■ 使用方法



■ 使用の取消し

万が一使用の取消しをする場合は、使用日の前7日までに、地域学習推進課へ許可書を持参の上、取消届をご提出ください。使用日の前7日を過ぎている場合は、速やかに学校及び地域学習推進課へご連絡ください。

- * 使用の取消しがわかり次第、学校への連絡をお願いします。
- * 広く皆さんに使用していただくために、取消しをしないように申請をしてください。

■ 申請手順

	中学校	小学校
【抽選申請】 5日～10日	翌月1か月分の申請を行ってください。 ◆申請受付場所 ①地域学習推進課（午前8時30分～午後5時） ※ 閉庁日（午前8時30分～午後8時）及び開庁日の夜間（午後5時～午後8時）は、田無庁舎警備室で行っています。 ②スポーツセンター（午前9時～午後9時30分）	一般団体は、各小学校施設開放運営協議会調整（※1）後の日程で随時申請が可能となります。 随時申請は下記の日程で社会教育課にて受け付けます。 ※1 各小学校施設開放運営協議会の加盟団体は随時申請に先行して使用日の調整を行います。各学校施設開放運営協議会で申請を行うためには、運営協議会の構成団体になり、運営協議会の活動に協力する必要があります。 詳しくは地域学習推進課へお問合せください。
【抽選】 15日頃	※土曜日・日曜日・祝日の場合は、最初の開庁日に順延となります。 その場合、以下の日程も順延になります。	
【結果発表】 16日頃	以下の方法でご確認ください。 ◆確認方法 地域学習推進課（午前8時30分～午後5時） ※スポーツセンターでの確認は実施していません。地域学習推進課へ直接お問い合わせ下さい。	
【許可書交付】 結果発表から 1週間程度	学校に照会するため、一週間程度かかります。 ◆受取場所 ①地域学習推進課（午前8時30分～午後5時） ②スポーツセンター（午前9時～午後9時30分） ※「スポーツセンター」と印字された申請書で申請された場合、スポーツセンターでの受取となります。	
【随時申請】 抽選結果発表 の翌日以降	空いている日程を使用日の前7日までの期間で先着順の受付をします。 ※土曜日・日曜日・祝日の場合は、前の開庁日までとなります。 ◆申請受付場所 地域学習推進課（午前8時30分～午後5時） 窓口のみでの受付となります。 ※抽選結果発表の翌日のみ再抽選となります。それ以降の日程での申し込みは先着順となります。	

* スポーツセンターは、毎月第1火曜日が休館日です。

■ 使用料について

学校施設を使用する際、下記に該当する場合は使用料・夜間照明料がかかります。

◎使用料

単位:円/時間

学校	施設	市内団体	市外団体 ・企業等
中原小学校	体育館	500	1,000
	多目的室・特別教室	100	500
	校庭	0	500
けやき小学校	体育館	500	1,000
	会議室・特別教室	100	500
	講堂・視聴覚室	300	700
	校庭	0	500
保谷中学校	体育館	500	1,000
	多目的室	100	500
	校庭	0	500
	テニスコート(1面)	0	500
ひばりが丘中学校	体育館	500	1,000
	多目的室・特別教室	0	500
	校庭	0	500
青嵐中学校	体育館	500	1,000
	会議室・特別教室	100	500
	武道場・多目的室	300	700
	校庭	0	500
その他 小中学校	体育館	0	500
	会議室・特別教室	0	400
	校庭	0	500

◎夜間照明料

単位:円/時間

田無第三中学校	校庭	1,300
保谷中学校	校庭	2,500
	テニスコート(1面)	800

下記に該当する場合、使用料・夜間照明料を返還することができます。

※団体都合による1週間以内の取り消しは返還対象外となります。

◎使用料

- ア 使用者の責任でない理由により使用できない場合【全額返還】
- イ 教育委員会が使用の許可を取り消した場合【全額返還】
- ウ 使用日の前7日までに使用の取り消しがあった場合【全額返還】

◎夜間照明料

ア 使用開始前の場合【全額返還】 イ 使用時間の2分の1を経過しない場合【半額返還】

◆返還申請

使用予定日から1か月以内に地域学習推進課までお越しください。

1か月を超えると返還できない場合があります。

＜ご持参いただくもの＞

- ① 学校施設使用許可書 ② 納入通知書兼領収書 ③ 団体代表者の方の印鑑
- ④ 振込先の金融機関名と口座番号などがわかるもの

*返還申請手続きから2～3週間後、団体代表者の口座への振込となります。

■ 学校施設使用に際しての注意事項 教育委員会及び各学校の指示・注意事項を守ってください。

申請について

- ・構成員の半数以上が重複している場合は、同一団体として扱いますので、別団体としての登録はできません。
- ・団体名・代表者名・住所・電話番号は申請書の下線に沿って記載してください。
- ・抽選申込みで、同日時で複数の学校を申請されたものは全て抽選対象から除外されます。
- ・連休前後は申請締切日が前倒しとなる場合があります。
- ・12月から3月は、田無第三中及び保谷中学校の校庭・テニスコートは申請できません。
- ・市内及び市外団体の確認をいたします。確認が取れない場合は利用をお断りする場合があります。

使用許可について

- ・許可を得ていない団体や団体登録書に記載のない構成員の使用（体験入部を除く）は、原則として認められていません。団体同士の合同練習や練習試合は申請書の使用目的欄に必ず明記の上、使用してください。また、その際は使用許可書裏面に①相手チーム名②代表者名③電話番号を必ず記載し、警備室にご提出ください。
- ・学校教育が優先するため、学校の都合により急きょ使用許可を取り消す場合があります。
- ・多少の雨等でもコンディションによっては校庭が使用できない場合があります。また、スパイク等の使用制限がかかる場合があります。
- ・直前の取消しを繰り返すなど、使用方法が適切でない場合は使用をお断りする場合があります。

許可書について

- ・使用日までに必ず受け取ってください。
- ・使用しなかった場合は、使用許可書を地域学習推進課に提出してください。

施設使用について

- 車での来校及び駐車は、原則としてお断りしています。
- 使用時間は、学校の敷地に入退場する時間も含まれます。
- 使用当日は、責任者として必ず18歳以上の方がいるようにしてください。
- 校庭・体育館内に置いてあるものは移動させないでください。使用後は原状回復してください。
- 学校施設や設備に損害を与えた場合には、団体の責任で原状回復してください。
- 学校備品を使用する場合は、必ず学校施設使用申請書に記載してください。学校の許可がない限り使用できません。なお、ボールやバドミントンラケット等については、各団体でご用意ください。
- 体育館でのフットサルは原則お断りしています。また、体育館の床を傷つける靴（ダンスシューズ等）の使用は禁止しています。
- 施設使用後は必ず清掃をしてください。ゴミ等はすべて団体の責任でお持ち帰りください。
- 放送設備及び音響機器の音量等は、近隣の迷惑にならないようご配慮ください。
- 学校敷地内は、水分補給を除く飲食は禁止です。
- 学校施設敷地内は全面禁煙です。敷地外についても喫煙はご遠慮ください。
- 夏季における校庭、屋外活動に関しましては、気温や暑さ指数を考慮の上、中止の判断をしてください。
- 保谷中学校における石灰使用については、テニスコートに設置してある倉庫内の石灰をご使用ください。

平日午後6時30分以降及び休日等は、学校の電話が繋がりません。団体都合で急ぎよ使用しない場合等は、前日までに学校及び地域学習推進課へ御連絡ください。また、グラウンド不良等は、使用不可の表示をします
ので、学校へ直接確認に行ってください。

- 注意事項を遵守できない団体は、学校施設の使用を停止する場合があります。
- また、その学校の使用自体ができなくなる可能性がありますのでご注意ください。

西東京市教育委員会 教育部地域学習推進課 042-420-2744（直通）